

ねこを飼っておられる皆さま、 これから飼われる皆さまへ



—あなたのねこがご近所からも愛されるために—

ねこに「庭を荒された」・「鳴き声がうるさい」・「庭にふんや尿をされた」など、ねこに関する苦情が寄せられています。これらの苦情のほとんどは、飼い主の方が、飼い方に気をつけていただければ改善できるものです。人とねこが幸せに暮らすために、ご近所に迷惑をかけないよう責任を持って飼育しましょう。

ねこは屋内で飼うことをおすすめす

ねこは生活環境（遊ぶ場所、ご飯が食べられる、寝る場所、トイレの場所）が整っていれば、屋内飼育は可能です。

感染症の防止、交通事故の防止等、ねこの健康と安全のために、屋内で飼うように努めましょう。

特に子ねこのときから屋内のみで飼い、不妊または去勢手術をし、トイレなどをおぼえさせれば屋内飼育の定着は容易といわれています。

屋内で飼うときの留意点



- ねこの縄張りとして、最低限必要な空間の確保
隠れ場所、食事の場所、トイレの場所、見張り台、遊び場所、休息場所
- しつけと管理
定位置での排泄と食事、トイレ砂の管理や清掃、決まった場所で爪研ぎをさせる、抜け毛の管理
- 問題行動の軽減
雄ねこの尿スプレー、発情期の鳴き声、性衝動ストレスなどは不妊・去勢手術をすることで軽減
- ストレスの解消
高いところ（タワー型の遊具）など立体的な運動ができること、おもちゃで遊ばせるなど
- その他
感染症予防ワクチンの接種、外へ出てしまい迷子になった時のため名札などを付ける

不妊・去勢手術をしましょう

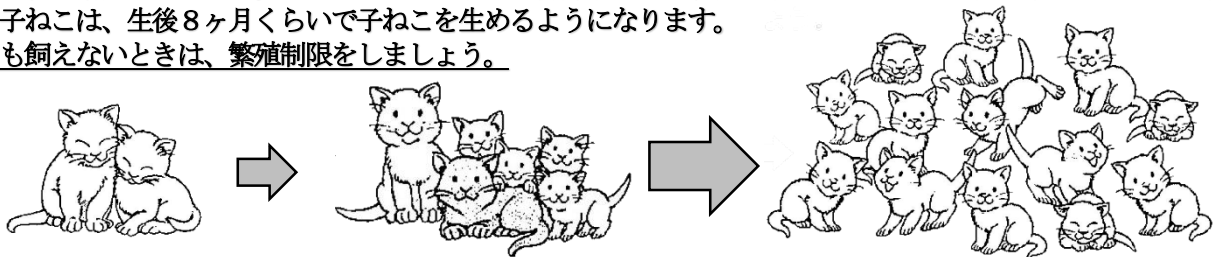
保健所に引き取られる”ねこ”の7割は、子ねこです。

ねこは、出産回数が年3回あり、1回に生まれる子ねこは平均5匹です。

授乳中でも、発情交尾をします。交尾した時の刺激で排卵するので、交尾すればほぼ100%の確率で妊娠します。

生まれた子ねこは、生後8ヶ月くらいで子ねこを生めるようになります。

生まれても飼えないときは、繁殖制限をしましょう。



手術すると、こんなメリットもあるといわれています

- メス、オスともに
生殖器の病気を防ぐ（感染症になりにくい）、性格が穏やかになる、屋内飼育が容易、長生きできる
- メス
妊娠・出産に伴う危険の回避、発情によりオスがたくさん集まることを回避できる
- オス
尿スプレー（おしっこをかけける行動：縄張り）、ケンカ、うなり声が無くなる



ねこを捨てないで

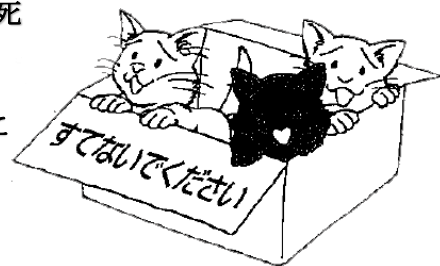
誰かが拾ってくれるだろうと、安易な気持ちでねこを捨てないでください。
捨てられたねこは、飢えや病気（感染症にかかる）、交通事故などで、不幸な死をむかえるか、“野良ねこ”になってみんなに迷惑をかけることになります。

< 動物を捨てることは、動物愛護法違反です！>

→ 動物愛護法一第44条 「愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する」

子ねこが生まれたら、責任をもって、新しい飼い主さんを探してください。

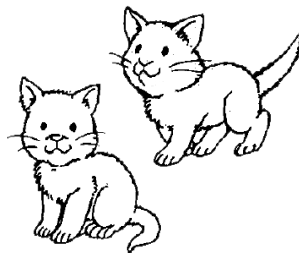
飼い始めたら、最後まで責任と愛情をもって飼ってください。



これからねこを飼いたい方へ

ねこは、10年以上生きます。飼う前に次のことを確認してみてください。

- ☐ ねこの生態、習性、病気などの必要な知識はありますか
- ☐ 毎日の世話ができますか
- ☐ 最後まで飼うことができますか
- ☐ 旅行や外出が制限されることを覚悟できますか
- ☐ 予防接種・病気の時の治療費などの費用を負担できますか
- ☐ 繁殖を望まないときには、不妊去勢手術をできますか
- ☐ 飼うことについて、家族みんなが納得済みですか
- ☐ ご近所に迷惑がかからないように飼えますか
- ☐ 自分や家族が病気になったときはどうしますか
- ☐ ねこが病気になったり高齢になったとき、介護をすることができますか



野良ねこの餌やりについて（えさを与えるなら責任を持って）



かわいそうな野良ねこにえさを与える優しい気持ちは、人間として大切なことだと思います。

でも、えさやりによりねこの数が増え、ところかまわずふんをしたり、鳴き声、いたずらなどで、ご近所の方に迷惑がかかります。えさを与えるなら、餌や糞の始末など責任をもって行い、周辺環境への配慮をしましょう。

人とねこが快適にくらすために

さいごまで
きちんと
飼ってね



集団を構成する犬と違って、猫をしつけることは非常に困難です。人がねこの習性や生態などを理解し、うまくねこに合わせていくことが、ねこの快適な生活を送るためのコツです。今は本やインターネットなどで参考になる情報がたくさんありますので、それらを活用していろいろな角度から学んでいただいて、人にもねこにも快適な住みよい社会をつくっていきましょう

出典：島根県薬事衛生課

殺処分を減らしましょう

全国で、毎年約10万頭にのぼる、犬・ねこの殺処分が起こっています。

飼い主になる責任を持ち合わせていなければ、飼う資格はありません。

（役場では、野良ねこ、捨てねこの引取りはいたしません）

問い合わせ先

邑南町役場 町民課 (0855) 95-1114
IP (050) 5207-3006